

地域振興施設（国府道の駅）進め方検討プロジェクトチーム設置要綱

（設置）

第1条 地域振興施設（国府道の駅）の今後の進め方（以下、「進め方」という。）について、必要な検討及び関係部局間での連携を図るため、地域振興施設（国府道の駅）進め方検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外部有識者会議の指示を受け、調査・検討を行い、その成果を外部有識者会議に報告すること。
- (2) 進め方の検討における関係部局との情報共有及び連絡調整に関すること
- (3) その他進め方の検討に関すること。

（構成）

第3条 プロジェクトチームは、経済部長、経済部副部長、経済政策課長、観光課長、農林水産課長、耕地課長、公共建築課長、財政課長、企画政策課長をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームには、リーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 リーダーには経済部長を、サブリーダーには経済部副部長をもって充てる。
- 4 リーダーは、プロジェクトチームを総括する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合はその職務を代行する。

（会議）

第4条 リーダーは、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、構成メンバー以外の者の出席を求め、関係事項について説明及び意見を聴くことができる。

（解散）

第5条 プロジェクトチームは、その任務が達成されたときに解散する。

（庶務）

第6条 プロジェクトチームの庶務は、経済部観光課において処理する。

（必要事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営等について必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月28日から施行する。